

質問内容		回答
1	該当する利用者は、強制的に払い下げを受け、本事業へ移行しなければならないのか。（利用者は継続して介護予防支援を受ける権利が存在するのか。）	利用者の選択となる。
2	介護予防事業と書いてあるが大東市のインフォーマルサービスなのか？総合事業として考えているのか？当社の貸与サービスは大東市の権限下においてのみ運用されているものではないことから、大阪府、または中核市、政令指定都市等の指定権者等との理解を得られているものなのか、この提案では分からない。	貸与サービスは介護保険給付。本事業は総合事業として考えている。国において承諾を取っている。
3	介護保険で貸与サービス受ける人（複数サービスを受けている人）と、払い下げを受ける利用者では、後者においてのみ利用料が発生しないことから経済的な不公平が発生すると思われるが、どのように考えているのか。	本事業の利用者は利用料が発生しない代わりに保障がなく、修繕費用や処分費用はご自身で負担していただくことから不公平ではないと考える。
4	ケアマネジャーのアセスメントの代替案として、福祉用具専門相談員によるヒヤリングをご提案いただいているが、それで充分賄えるのご理解であるのか。（入院・入所・その他サービスとの連携等）ケアマネジャーのアセスメントによる利用者の管理方針と、福祉用具専門相談員のアセスメント領域ではまるで異なると考えている。また、モニタリングにおいても同様である。ケアマネジャーによるモニタリングと福祉用具専門相談員によるモニタリングは異質なものであると考えているが、どのようにお考えなのかお知らせいただきたい。	基本的には1年間変化がなかった利用者を対象と考えているため、福祉用具専門相談員によるモニタリング結果を毎回地域包括支援センターに報告することで十分賄えると判断している。福祉用具専門相談員の気づきにより変化を感じ取った際には地域包括支援センターの専門員が訪問や面談により適正なサービスに繋げていく。
5	介護度が変更された時は、また介護保険下のサービスとして貸与が可能なのか。	利用者の状態の変化に伴い、地域包括支援センターの専門員が適正な介護サービスに繋げていく。
6	地域包括支援センターと貸与事業所が契約となった場合、大東市内に本拠地を置かない貸与事業者と締結することが選択肢としてあるのか。	想定している。
7	ケアマネ不足と福祉用具貸与事業との相関性があるのか？介護予防給付のケアプランを引き受けるケアマネが居ないのは、ケアマネが足りないのではなく、予防給付ケアプランを作成する過程において、作成の手間やプラン料金による理由が大きいのではないかと考えられる。市としてその辺りをどのように考えているのか。（モニタリングの回数の変更等の余地はないのか）	利用者には状態の変化がない方で介護サービスの福祉用具レンタルのみをずっと利用されている方もケアマネによるケアプランの作成や3ヶ月に1回以上のモニタリングが義務付けられている。一旦、介護サービスから外れてもらうことでケアマネが他の高齢者の支援ができる。ケアマネのモニタリングの回数の変更について、緩和は認められていないため、余地はない。
8	利用者へセルフプランをお願い（再周知）してはどうか。	セルフプランで福祉用具のレンタルサービスは考えていない。
9	予防マネジメントにおけるケアマネジャーの位置づけとしては、あくまでも業務委託である。予防マネジメントは、本来、保険者及び地域包括支援センター業務であることから、目的として挙げられた内容に齟齬があると考えられないか。また訪問回数について触れておられるが、条例により適正な回数へ変更することで労務負担と思われるが、どのようにお考えなのかお知らせいただきたい。	現在も予防マネジメントは包括からの再委託で実施している。今回はケアマネの負担軽減を目的として実施するものであり、齟齬があるとは思っていない。

10	高額な商品が不要となった場合に、利用者が売却などを行うことが考えられないか。	利用者に権利が移るため、売却も考えられる。一方で処分にかかる費用も利用者負担となる。
11	企業の資産である福祉用具を払い下げ（中古品）させる権利を保険者が有するのか。 また都度新品を利用者へ提供することについて経済的合理性があるのか疑問である。	福祉用具の払い下げの権利は保険者にはない。まずは事業所が払い下げることが可能かどうかの判断により本事業への参加を決めてもらう。
12	貸与事業者が1年間の利用料金を受け取った後、さらに、この単価設定分の料金を徴収出来る仕組みなのか分からない。また、払い下げの料金設定の根拠をお知らせいただきたい。	1年間のレンタル料を受け取ったのちに無償で譲渡してもらおう代わりに訪問等の単価設定分で賄う仕組みである。料金設定に関しては、一定の市場価格を調査した結果設定している。
13	自社資材として福祉用具貸与事業を行う企業と、卸専門企業から福祉用具を提供してもらっている貸与事業者が混在する中で、今回の提案内容では、卸専門企業から提供を受けている貸与事業者では対応が出来ないのではないか。	本事業への参加の条件としては、自社所有の物や卸専門企業から買い取り可能な場合である。中古品を扱う場合に「古物商の許可」が必要になるケースがあるため、新品に限定する。
14	1年間の継続利用後の払い下げというのは、同一品目なのか、同一種目間のことなのか。1年の間に商品の交換が発生した場合（同一品目同士の交換）は継続となるのか？払い下げとの認識か。同一種目の場合、色違いのみの場合であっても別商品への変更として認めてもらえるのか。	払い下げしていただく福祉用具は1年間レンタルしてきた商品をそのまま譲渡する。 レンタル期間の途中で交換が生じた場合は1年のレンタル期間はリセットされない。 状態の変化により別の福祉用具をレンタルする場合はレンタル期間はリセットとなる。
15	払い下げた商品が不要となった場合の管理（運搬・廃棄）はどのように考えているのか。産業廃棄物の増加につながると考えられないか。	払い下げ後は利用者の権利となるため、処分、売却等は利用者が判断する。その際に係る費用は利用者負担となる。その際、市は関与しない。
16	商品によっては回収作業時に事故の発生が予測されるが、それは誰が対応するのか。	事故が発生した際には回収業者と利用者の話し合いとなる。市は関与しない。
17	払い下げが前提となれば、利用者より未開封品を持参するように強要される可能性があるが、その場合どのように対処したらよいのか。	強要されれば、本事業の利用は困難であると説明してもらい、最終的には福祉用具貸与事業所の判断となる。
18	介護保険創出時の福祉用具貸与事業のサービスの考えかたの一つに、資産の移行という論点があったと思われる。特に住宅改修の限度額である20万円などは、高額な資産の譲渡にならぬよう配慮があった。今回のような資産譲渡は、それに該当すると考えられないか。（電動車椅子、屋外用手すり等）	今回の対象となる福祉用具は比較的安価な物を想定しているため、該当しない。

19	介護保険から離れた場合、入退院の管理はどが行うのか？	入退院の管理はモニタリングにより福祉用具貸与事業所が行う。
20	介護保険の対象から該当者を除外するというのであれば、大東市が市独自のサービスとして貸与サービス（予防事業等を含めて）を継続することは出来ないのか。	今後、介護支援専門員の不足を補う施策を考えていく必要がある、本事業はこの方向性で進めていく。
21	自社資材を利用者へ払い下げを行うということは、資産における所有権の移譲ということを指していると考えられる。その場合、貸与事業者は、古物商の取得の必要がないと判断をするが、卸会社より商品の提供を受けている企業（商品）の場合は、古物商の資格が必要になると思われる。その場合、行政として貸与事業所にどのように指導をしていくつもりなのか。	中古品を取り扱う場合は古物商の許可が必要になるケースが考えられることから新品の福祉用具をレンタルできる事業所が本事業への参加が可能となると想定している。
22	今回の意見、質問についてはQ&Aの形式でご回答をいただきたい。	はい。
23	福祉用具単品ケアプランが34.7%とのことだが、この数値の算出方法をお知らせいただきたい。（総合事業としての訪問介護及び通所介護が含まれていないのではないかと）	令和3年10月時点の福祉用具のみのサービスを受けている者の総数より算出している。
24	払い下げ品を利用する人は、その商品に不具合が発生したとしても業者に連絡しないと考えられる。そのような場合、逆に転倒などの事故が起きることが予測されないか。	年2回の訪問およびそれ以外の月は電話連絡等により事故を未然に防止する。
25	単品ケアプランが介護保険外となるのであれば、それを拒む為他のサービスを半ば強引に採用することが考えられないか。（結果的に給付費が増加する）	包括の専門員によるケアプランチェックにより適正なケアプランの作成を指示する。
26	全ての貸与種目が該当するのか。	先ずは手すりからスタートすることを想定している。
27	「見守り訪問」の定義は何か。規定するのか。（介護予防福祉用具貸与におけるモニタリングは「見守り」の要素が存在しない。）	委託業務として業務内容に組み込む。
28	「見守り訪問」に関連して記載されている金額は全て一般介護予防事業（以下「事業費」）として保険者から支出され、自己負担は発生しないのか。	包括支援センターとの委託契約により委託費として支払う。利用者負担はなし。
29	「見守り訪問」に関しての金額（例：初回訪問1品につき20,000円）は全て事業費から支出されるのか。（自己負担はないのか。）	包括支援センターとの委託契約により委託費として支払う。利用者負担はなし。
30	安価な修繕や、部品の交換等のための「訪問出張費」にある「1回につき3,000円」は事業費から支出されるのか。（自己負担はないのか。）	包括支援センターとの委託契約により委託費として支払う。利用者負担はなし。
31	「修繕費用等」は「利用者負担（上限5,000円まで）」とあるが、例えば修繕に要する費用が12,000円だった場合、7,000円は事業費から支出され、自己負担が5,000円という理解で良いか。	そのとおりである。 包括支援センターとの委託契約により委託費として支払う。
32	「電話をする」のは誰か。何のための電話をするのか。	福祉用具貸与事業所から利用者に電話連絡する。電話の回数については、利用者との話し合いで決定する。
33	「電話1回1,000円」は事業費から支出されるのか。（自己負担はないのか。）	包括支援センターとの委託契約により委託費として支払う。利用者負担はなし。
34	払い下げ後に要介護となった場合、同じ用具が必要となった場合はどのように対応するのか。（払い下げた用具は使用せず、新たに貸与を受けるのか。）	本事業の対象は要支援者のため、要介護状態となれば、再度のプランの見直し後、介護サービスを開始する。
35	記述されている各金額の根拠は何か。	一定の市場価格を市で調査し算出したものである。